

海洋法と 船舶の通航

(財)日本海運振興会 編
国際海運問題研究会

成山堂書店



海洋法と船舶の通航

(財)日本海運振興会 国際海運問題研究会 編

成山堂書店

かいようほう せんぱく つうこう
海洋法と船舶の通航

定価はカバーに表示してあります。

平成14年 4 月15日 初版印刷

©2002

平成14年 4 月18日 初版発行

編 者

にはんかいうんしんこうかい
財日本海運振興会
こくさいかいうんもんだいけんきゅうかい
国際海運問題研究会

発行者

(株) 成 山 堂 書 店
代表者 小 川 實

印刷者

松 澤 印 刷 (株)

東京都新宿区南元町 4 番地51

郵便番号 (160-0012) 成山堂ビル

T E L 03(3357)5861

発行所 株式会社 成山堂書店 F A X 03(3357)5867

振替口座 00170-4-78174

<http://www.seizando.co.jp>

E-mail:publisher@seizando.co.jp

Printed in Japan

ISBN4-425-53023-3

は し が き

財団法人海運振興会「国際海運問題研究会」の第2作業部会は、1973年から国際連合総会の下で開催された第3次国連海洋法会議における海洋法条約の作成のための審議状況を調査・研究してきた。作業部会は、同会議が1982年に「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約と略称）」を採択したのを契機に、その解説書として、1993年11月「新しい海洋法—船舶通航制度の解説—」を刊行し、1998年2月改訂増補版を発刊した。

国連海洋法条約は「60カ国の批准または加入を得てから1年後」という発効要件を満たして1994年11月16日に発効し、一方、わが国の同条約の締結は、1996年6月通常国会において承認され、同年7月20日に発効した。

その後、海運を取り巻く環境は大きく変化し、とりわけ海洋環境保全に対する意識の高揚、海賊類似行為の多発等船舶の航行にかかわる状況も従来とは異なった様相を呈してきている。

このため、「新しい海洋法」を刊行して10年近くが経ったこともあり、最近の状況を踏まえこれを全面改訂することとし、装丁もA5判横書きに見やすく使いやすいうように改めることとした。

本書は、主として海運に携わる人達を対象として、国連海洋法条約の諸規定のうち船舶航行に関連する部分を扱っている。船舶の通航制度に関する条約の内容をできるだけ理解しやすくするために、関連する国際・国内海洋法制にも触れつつ、なるべく平易な表現を用いるように努めると同時に、船舶の通航する海域の区分に従って、そこに適用される規則を順次解説することとした。また、国際条約、先例、判決、図表等なるべく多くの、かつ最新の関連資料を本文中又は巻末に適宜掲載して、読者の便宜に供することとした。

本書が、航海実務に携わる船長、船員の方々をはじめ海運界の関係者各位にとって役立つばかりでなく、海洋法に関心を持つ研究者や学生、さらには一般の方々にも広く利用されることがあれば、私達の喜びこれに過ぎるものはない。

本書の刊行にあたっては、第2作業部会の部会長 栗林忠男慶応義塾大学法学部教授をはじめ各委員諸氏には執筆、資料提供、夜遅くにわたる討議等、並々ならぬご努力を賜わった。また、(株)成山堂書店の小川實社長にもご助力を得た。ここに深甚なる謝意を表する次第である。

2002年3月

(財)日本海運振興会
会長 増田信雄

編集委員

部会長	栗 林 忠 男	慶応義塾大学法学部教授
委 員	長 田 祐 卓	(前)駿河台大学法学部教授
〃	深 町 公 信	関東学園大学法学部助教授
〃	早 坂 剛	川崎汽船(株) 総務・人事グループ法務チーム長
〃	佐 古 俊 明	(株)商船三井 海務部海技安全グループ課長
〃	田 中 俊 弘	日本郵船(株) 運航技術グループ航海チーム長
〃	前 川 伸 夫	国土交通省海事局外航課専門官
〃	藤 田 雅 之	国土交通省総合政策局海洋室専門官
〃	高 桑 圭 一	国土交通省総合政策局国際企画課課長補佐
〃	伊 藤 正 宏	国土交通省総合政策局国際協力課第一係長
〃	溝 口 直 樹	海上保安庁 総務部国際・危機管理官国際係長
〃	増 田 恵	(社)日本船主協会常務理事海務部長
〃	高 橋 眞 澄	(助)日本海運振興会常務理事
〃	小 倉 重 雄	(助)日本海運振興会国際振興部長

(平成14年3月現在)

成山堂書店の海洋関係図書

- | | |
|--|------------------------------|
| 英和対訳 国連海洋法条約[正訳]
外務省経済局海洋課 監修 | A5判・528頁・定価 6932 円(〒500) |
| 海洋をめぐる世界と日本
日本財団特別顧問 村田良平 著 | 四六判・360頁・定価 1995 円(〒390) |
| 最新海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及び関係法令
運輸省運輸政策局環境・海洋課 監修 | A5判・650頁・定価 6930 円(〒500) |
| 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の解説
海洋汚染・海上災害防止法研究会 編 | A5判・260頁・定価 3990 円(〒390) |
| 英和対訳 1995 年 S T C W 条約[改訂版]
運輸省海上技術安全局船員部 監修 | A5判・648頁・定価 13650 円(〒500) |
| 英和 海事大辞典
逆井保治 編 | A5判・604頁・定価 12600 円(〒500) |
| 和英英和 船舶用語辞典
東京商船大学船舶用語辞典編集委員会 編 | B6判・608頁・定価 5250 円(〒430) |
| 英和 海洋航海用語辞典
元・日本大学教授 四之宮博 編 | 新書判・384頁・定価 3570 円(〒360) |
| 英和和英 機関用語辞典
升田政和 編 | 新書判・330頁・定価 3150 円(〒360) |
| 和英英和 総合水産辞典[4訂版]
金田禎之 編 | B6判・832頁・定価 12600 円(〒500) |
| 船舶工学用語集—和英対照・解説付—
(社)日本造船学会 編 | A5判・428頁・定価 7140 円(〒430) |
| 図解 船舶・荷役の基礎用語[4訂版]
元・(財)新日本検定協会監事 宮本 榮 編著 | A5判・370頁・定価 3990 円(〒390) |
| 船舶安全法関係用語事典
上村 幸 編 | A5判・418頁・定価 6930 円(〒430) |
| 海事法令シリーズ① 海運六法[平成 14 年版]
国土交通省海事局 監修 | A5判・1182頁・定価 10500 円(〒500) |
| 海事法令シリーズ② 船舶六法[平成 14 年版]
国土交通省海事局 監修 | A5判・2534頁・定価 22050 円(〒640) |
| 海事法令シリーズ③ 船員六法[平成 14 年版]
国土交通省海事局船員部 監修 | A5判・2028頁・定価 18270 円(〒570) |
| 海事法令シリーズ④ 海上保安六法[平成 14 年版]
海上保安庁 監修 | A5判・1318頁・定価 11760 円(〒500) |
| 海事法令シリーズ⑤ 港湾六法[平成 14 年版]
国土交通省港湾局 監修 | A5判・2124頁・定価 19320 円(〒570) |
| 実用海事六法[平成 14 年版]
国土交通省大臣官房総務課 監修 | B6判・約 2750 頁・予価 6930 円(〒500) |

定価はすべて 5%税込。(〒)は発送費

目 次

は し が き

序 章 新海洋法秩序への道程

1 広い公海・狭い領海	1
2 沿岸国の管轄権拡大	1
3 第1次・第2次国連海洋法会議	2
4 新海洋法秩序の潮流	3
5 第3次国連海洋法会議	4
6 国連海洋法条約の採択と発効	5

第1章 船 舶

1 「船舶」の定義と種類	7
2 船舶の国籍と便宜置籍	8
3 商船等の法的地位	14
4 軍艦の法的地位	16
5 政府船舶の法的地位	19

第2章 領海及び接続水域

1 領海の歴史	22
2 領海の法的地位	23
3 領 海 の 幅	23
4 基 線	25
5 領海における船舶の通航	29
6 領海内における刑事管轄権	37

7 領海内における民事管轄権	39
8 接 続 水 域	39

第3章 内 水

1 内 水 と は	41
2 歴史的湾（水域）	41
3 内水における外国船舶の航行	43
4 港内の外国船舶に対する沿岸国の刑事管轄権	44

第4章 国際海峡

1 海の要衝としての海峡	47
2 領海3カイリ時代の海峡論	47
3 第3次国連海洋法会議における議論	49
4 国際海峡の法的地位	55
5 通過通航権	57
6 海峡利用国及び海峡沿岸国の協力	60
7 海峡の航行にあたって	64

第5章 群島水域

1 群島理論の歴史	66
2 群島水域制度	67
3 群島水域の性質	70
4 群島水域における通航制度	71
5 群島水域を航行するにあたって	74

第6章 排他的経済水域と大陸棚

1 200カイリEEZの登場	76
----------------	----

2	200カイリ水域の系譜	76
3	E E Z の特別な制度	78
4	大 陸 棚	85

第7章 公 海

1	公海制度の歴史	89
2	公海の法的地位	90
3	公海における航行	91
4	公海における不法な行為の取締り	94
5	臨検の権利	97
6	追 跡 権	98

第8章 海洋環境の保護・保全—船舶起因汚染との関連において—

1	「海洋汚染」とは	100
2	従来の国際的規制	101
3	国連海洋法条約における海洋汚染の規制	102
4	船舶起因汚染に関する規制の構造	111
5	今後の課題と展望	126

(資 料)

1	海洋法に関する国際連合条約	129
2	海港ノ国際制度ニ関スル条約及規程	182
3	海峡制度ニ関スル条約	187
4	スエズ運河に関する条約	193
5	パナマ運河関連条約	196
6	船舶登録要件に関する国際連合条約	199
7	領海及び接続水域に関する法律	206

8	排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律	208
9	国連海洋法条約の締結状況	210
10	世界各国（地域）の海域幅員及び関連条約の締結状況一覧	213
索引		225

序 章 新海洋法秩序への道程

1 広い公海・狭い領海

伝統的な海洋秩序は、植民地獲得競争や資本主義の発展といった17世紀から19世紀に至る経済的・社会的要請に支えられて、「広い公海・狭い領海」の二元的区分の上に成り立ってきた。公海自由の原則が確立されるに伴って、沿岸国による漁業資源の独占も安全保障の利益もともに、領海という沿岸に接続する狭い海帯に吸収されていった。密輸の防止のために領域を越えて公海上の一定水域に沿岸国が管轄権を行使するという、1920年代から30年代にかけて英米を中心に制度化されつつあった「接続水域」は、沿岸国の利益を高めるものではあっても、他国の合法的な海洋の利用になら有害な影響をもたらすものでなく、まして、海洋の二元的な秩序を著しく覆すほどのものではなかった。

2 沿岸国の管轄権拡大

第2次世界大戦直後の1945年9月28日、米国大統領トルーマンは大陸棚と保存水域に関する宣言を発表した。この宣言は、一方で、大戦後の石油・金属等の資源の海外依存を脱却して自給自足を確保するため、沿岸に接続して公海の下にある大陸棚の海底とその地下の天然資源に対する米国の管轄権と管理を主張するとともに、他方で、沿岸漁業資源を乱獲から保護するため保存水域を設定し、米国漁民の漁業活動の規制や関係国との協定に基づく管理措置を主張した。1950年代初めまでに、ラテンアメリカ諸国、ベルシャ湾岸諸国、フィリピン、パキスタン、韓国、イスラエル、オーストラリアなどの諸国がこの宣言に追随し、相次いで大陸棚とその天然資源に対する主張を行った。ラテンアメリカ諸国の中にはトルーマン宣言の意図しなかった大陸棚の上部水域についてまで管轄権の拡大を図った国もあり、米国や英国などの反感を買った。またこの宣言を契機に、チリ、ペルー、エクアドルの3カ国は1952年に「海域に関するサンチャゴ宣言」を発表して200カイリの領海を主張したが、広大な海域に対

するこのような法外な主張に対しては、米国自身、その海域での違法操業を理由に罰金を科された米国漁船に補償金を支払ったり、相手国の経済援助を削減するなどして、強く抗議した。このように、沿岸国による沖合資源への管轄権拡大の動きは、この当時は必ずしも国際社会の一般的承認を得るまでには至らなかったものの、一方で資源の保存や再配分を求める沿岸国の主張と、他方で遠洋漁業や海運の利益を守ろうとする非沿岸国の主張との対立を早くも露にした。

3 第1次・第2次国連海洋法会議

こうした海洋をめぐる諸国の動向にうながされて、国連の国際法委員会は1951年以来海洋法に関する法典化の作業を進め、その結果、1958年第1次国連海洋法会議において、「領海及び接続水域に関する条約」、「公海に関する条約」、「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」、「大陸棚に関する条約」の4つの条約が採択された（わが国は、後者の2条約を除き、1968年に加入）。これらのいわゆるジュネーブ海洋法4条約では、大陸棚や保存水域などの制度に見られるように、トルーマン宣言に端を発した管轄権拡大の傾向が取り入れられたが、公海自由の原則に代表されてきた自由放任的な海洋秩序が基本的には維持された。しかし、この会議で最も対立を見たのは、領海の幅員の統一に関してであった。この会議に遡る1930年のハーグ国際法典編纂会議では、会議に出席した36カ国のうち、英、米、仏、独、カナダ、日本、オランダなど、当時の世界の船舶総トン数の80%を占める18カ国が3カイリを採用していたものの、伝統的に4カイリを採るスカンジナビア諸国や6カイリ、18カイリ又は着弾距離主義を採る国など、各国の慣行・提案がまちまちであったために、幅員統一の試みは失敗した。第1次国連海洋法会議では3カイリの提案は表決にすら付されることなく、領海を単純に拡大して6カイリ以内とするか12カイリ以内とするか、又はその間の妥協として領海6カイリプラス漁業水域6カイリとした上で、領海の外側限界から漁業水域内で伝統的漁業国と沿岸国のいずれの権利を尊重するかで意見が対立し、結局、どの提案も採択に必要な3分の2の

多数を得ることができなかった。領海幅員の統一を図ることのみを目的に開催された1960年の第2次国連海洋法会議では、領海6カイリプラス漁業水域6カイリに加え、漁業水域においては過去5年間の操業実績を持つ漁業国は今後10年間操業を継続し、その後は漸次撤退するという提案が表決に付されたが、わずかに1票差で否決され（わが国は棄権投票）、幅員の統一は再び失敗した。このような背景には、広い領海を主張する開発途上の沿岸漁業国と、なるべく狭い領海にとどめたいとする先進遠洋漁業国との経済的要因に基づく対立のほかに、海軍力に優位を占める西側諸国による艦船の行動半径を広く確保する利益と、潜水艦戦略に重点を置く旧東側諸国による、西側軍事力の行動を制限するための広い領海の利益との間の軍事的要因に基づく対立が存在していた。

4 新海洋法秩序の潮流

1960年代になると、各国は12カイリの排他的経済水域の設定に踏み切るようになり、その数は70年代にかけて約33カ国にのぼった。この水域の制度は、第2次国連海洋法会議で表決に付された提案に倣って、沿岸国がこの水域内の漁業資源を排他的に取得することを認め、またそこで伝統的に操業してきた外国に権利を与える一方、その伝統の実績国が段階的にその水域から撤退（フェーズアウト）する期間を定めた。もっとも、この水域で違反操業した船舶に対する裁判権はその船舶の旗国に留保されることが多かった。この制度は、これらの点で後の排他的経済水域の制度とは内容を異にしているが、その後遅くとも1974年までには国際慣習法として固まるまでになった（同年の国際司法裁判所による漁業管轄権事件に関する本案判決）。公海下の海底に目を向けると、60年代はまた、大陸棚に関する条約の発効に伴い、技術先進国による海底分割と軍事化の危険性が憂慮された時期であった。この条約が、大陸棚の定義に関し、「水深200メートルまでのものと、これを越えてその天然資源の開発が可能な限度まで」という二重の基準を採用していたことが、そのような懸念を一層募らせていた。1967年の国連総会においてマルタ代表のパルドー大使は、国家管轄権の範囲を越える海底部分（深海海底）へのそのような危険性を訴えて、

そこを「人類の共同遺産」(common heritage of mankind)として平和的に利用すること、特にその資源について開発途上国の利益を考えるべきことを提唱した。これを契機に国連に海底平和利用委員会が設置され、大陸棚の範囲画定を含む、深海海底の新しい制度が検討されるようになった。この委員会による審議を経て、国連総会は1969年には、国際的レジームが設立されるまで開発活動を禁止するというモラトリウム決議を、また70年にはパルドー演説の内容にそってさらにそれを具体化した13の項目からなる深海底法原則宣言を採択した。後者の宣言が、賛成108、反対なし、棄権14の圧倒的賛成で成立したことの意義は大きい。

他方、国連の外では、70年代に入ってラテンアメリカ諸国やアフリカ諸国が世界各地で相次いで海洋問題についてのセミナーや会合を開き開発途上国間で共通の歩調を整えるとともに、来るべき第3次海洋法会議のための立法作業にその立場を反映させようとしていた。これらの開発途上国の中心的主張が200カイリの排他的経済水域概念であり、72年のカリブ海諸国のサント・ドミンゴ宣言においては、領海を志向した経済水域ではなく、その資源に限定して沿岸国の主権的権利を及ぼそうとするパトリモニアル海(父祖伝来の海)の理論も現れた。200カイリ経済水域の概念は燎原の火のようにまたたく間に世界を覆って行った。ここに至って国連は、海洋をめぐる問題がもはや海底の問題だけでなく、伝統的な領海と公海という二元的区分の見直しを含むすべての問題に関連しており、これらの問題に包括的に取り組むのでなければ、世界の平和と秩序が再び保たれることはないという切迫した状況に立たされることになった。

5 第3次国連海洋法会議

このような国連内外の海洋をめぐる国際情勢の下、1973年、第3次国連海洋法会議が世界約150カ国の代表を集めて開催され、領海、接続水域、国際海峡、群島水域、排他的経済水域、公海、内陸国と地理的不利国、海洋環境の保護、海洋科学調査、海洋技術の移転、深海底の開発、海洋法裁判所の設置を含

む紛争解決手続、などの広汎な分野に数多くの新しい規則を導入することになった。その主な理由を要約すると、近年の漁業技術や鉱物資源の開発技術の急速な発達に伴う海洋資源の枯渇化、巨大タンカーや先進工業国の廃棄物の処理に伴う海洋環境への悪影響、1960年代の新興独立諸国の出現による南北格差の是正の要求という背景に加えて、全世界的な工業化の波と爆発的な人口増加の趨勢がある。

会議の意思決定手続は、それ以前の海洋法会議に比べると、国際法の専門家で構成される国際法委員会の作業を介在させることなく、直接外交会議で審議されたこと、また、実質問題につきコンセンサスにより合意に達するためのすべての努力が尽くされるまでは表決に付さないという手続が採られたことにおいて、著しい特徴を持つ。資金と技術を持つ先進国による「少数の拒否権」と開発途上国による「多数の専制」を避けるためにこのコンセンサス方式が果たした意義はそれなりに評価できよう。会議はまた、新しい海洋法条約が「単一の条約」で成立しなければならないという要請から、例えば、国際海峡の通航制度と排他的経済水域の制度とが一括して合意成立の条件とされるなど、1つの事項が他の事項と相互に一体として取引された（パッケージ・ディール）。

6 国連海洋法条約の採択と発効

会議はこのような手続を通じて徐々に一般的に合意を積み上げていき、米国等の反対で最終的には表決にたよったものの、1982年4月30日、全文320カ条に9つの附属書と最終議定書から成る膨大な「海洋法に関する国際連合条約」を賛成130、反対4、棄権17で採択することに成功した。同年12月にジャマイカのモンテゴ・ベイで開催された署名会議では117カ国がこの条約に署名し、わが国も翌年2月9日に署名した。1983年以降、条約署名国で構成される「準備委員会」において条約発効までの準備活動が行われる一方で、とくに深海底の制度を定めた条約規程に先進国の中では唯一反対の立場をとり続けている米国を含め、広く条約への参加をうながすために国連事務総長主催の非公式の会合(SGグループ)が1990年9月以来試みられてきた。その結果、1994年7月に、条

約の深海底制度について先進国が受け入れることができる可能性を持つ内容に修正する実施協定を定めた国連総会決議が採択され、これによって先進国と途上国がともに条約体制に参加する道が開かれるようになった。この条約の中には、排他的経済水域の制度のように、既に慣習法化したと見られる規定もあるが、条約全体としては、60カ国が批准してから1年後に発効することになっていた。その後1994年11月16日、「海洋法に関する国際連合条約」は、その要件を満たして発効した。また、わが国については、同条約及び実施協定の締結は1996年1月に招集された第136回通常国会において6月に承認され、同条約は7月20日に、また、実施協定は7月28日に、それぞれ発効した。